カ　５の⑻、⑼、⑽又は⑾に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、平成29年４月14日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　第１回から第18回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第２条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、平成28年９月８日（木曜日）から平成28年10月７日（金曜日）までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留によるものとし、平成28年10月７日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、精神保健福祉士のみ受験する者は16,400円、社会福祉士を同時に受験する者は13,190円、精神保健福祉士と社会福祉士の共通科目免除者は13,120円とし、該当する受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の５連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成28年12月９日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

７　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の16科目群（施行規則第６条の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては５科目群）の各科目群すべてにおいて得点のあった者であること。

①精神疾患とその治療　②精神保健の課題と支援　③精神保健福祉相談援助の基盤　④精神保健福祉の理論と相談援助の展開　⑤精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム　⑥人体の構造と機能及び疾病　⑦心理学理論と心理的支援　⑧社会理論と社会システム　⑨現代社会と福祉　⑩地域福祉の理論と方法　⑪福祉行財政と福祉計画　⑫社会保障　⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度　⑭低所得者に対する支援と生活保護制度　⑮保健医療サービス　⑯権利擁護と成年後見制度

８　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成29年３月15日（水曜日）午後に、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、精神保健福祉士国家試験合格証書を平成29年３月15日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴から⑾までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、平成29年３月31日（金曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。平成29年４月14日（金曜日）までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

９　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「精神保健福祉士受験の手引等○人分請求」と記載すること。）を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

10　その他

⑴　試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号　150―0002　電話番号03（3486）7521　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ　http://www.sssc.or.jp/

精神保健福祉士試験委員の公告

第19回精神保健福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成28年８月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

試験委員長　鹿島　晴雄

副委員長

伊東　秀幸　　菅野　庸　　髙橋　紘士
竹島　正　　田中　英樹　　長崎　和則

委員

相川　充　　相原　佳子　　明渡　陽子
天田　城介　　荒井　浩道　　石田　道彦
今村　浩司　　井村　修　　岩崎　香
岩本　操　　大岡　由佳　　大久保善朗
大塚　俊弘　　越智あゆみ　　小原眞知子
影山　隆之　　勝又陽太郎　　上山　泰
加山　弾　　吉川　隆博　　倉知　延章
小山　充道　　近藤あゆみ　　今野　広紀
齊藤　晋治　　坂本　明子　　嶋﨑　尚子
白石　弘巳　　髙木　憲司　　高野　和良
玉野　和志　　茶屋道拓哉　　辻井　誠人
長友　祐三　　難波　利光　　西田　和弘
畑本　裕介　　原　元彦　　福田　素生
福原　宏幸　　伏見　惠文　　堀越由紀子
松端　克文　　松本すみ子　　丸谷　浩介
道中　隆　　宮岡　等　　宮岡　佳子
村社　卓　　森川　美絵　　森谷　就慶
柳田　正明　　山田　篤裕　　山野　尚美
山本　克也　　吉川　公章　　吉澤　豊
吉田　光爾　　吉益　晴夫　　四方田　清

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第６条の規定により、第29回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成28年８月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久